

令和4年度 市民税・県民税

特別徴収のしおり

- 退職・転勤等で給料を支給しなくなる人が出たとき …… p. 7～11

※令和3年4月1日施行で給与所得者異動届出書の様式が改正されました。

- 入社等により新たに特別徴収を始める人がいるとき …… p. 12～13
- 事業所の所在地や名称、書類送付先を変更するとき …… p. 14
- 税額が変わったとき（納入書の訂正について） …… p. 3

※各種届出用紙はコピーしてお使い下さい。

太田市ホームページからもダウンロードできます。……



特別徴収税額の決定・変更通知書の
発送は、届出書を受付した日の属する
月の翌月10日前後です。
事務処理の都合等にあわせて早め
のご提出をお願いします。



群馬県太田市役所

市民税課市民税二係 [市町村コード：102059]

〒373-8718

群馬県太田市浜町2番35号

TEL (0276) 47-1111 (代表)

TEL (0276) 47-1818 (直通)

FAX (0276) 47-1870

— 目 次 —

市民税・県民税の特別徴収について	1~2
納入書及び納入金額の訂正について	3
市民税・県民税の算出について	4~5
退職手当等に係る市民税・県民税の特別徴収について	6

〈各種届出書類〉

給与所得者異動届出書	7
記載例 ①退職等により残税額を普通徴収に切り替える場合	9
②退職等により税額を一括徴収する場合	10
③転勤等により別事業所で特別徴収を継続する場合	11
④入社等により新規に特別徴収を開始する場合.....	12
特別徴収切替届出(依頼)書	13
特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	14
退職手当等に係る市民税・県民税特別徴収税額納入申告書 ...	15
記載例 ⑤退職手当等に係る税額を徴収した場合	16
ゆうちょ銀行・郵便局の指定について	17

特別徴収義務者 様

太田市長



市民税・県民税特別徴収義務者の指定について

貴社(所)におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

市民税・県民税の特別徴収事務につきましては、平素から格別のご高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年度市民税・県民税について、地方税法第41条及び第321条の4第1項並びに太田市税条例第45条第2項の規定により、貴社(所)を特別徴収義務者として指定し、その取扱いをお願いすることとなりました。

つきましては、関係書類をお送りいたしますので、ご多忙中誠にお手数とは存じますが、徴収及び納入について特別のご配慮を賜りたくご依頼申し上げます。

○市民税・県民税の特別徴収について

1. 特別徴収とは

特別徴収とは、給与支払者が給与所得者に毎月支払う給与の中から個人住民税を徴収し、従業員に代わって市町村へ納付する制度です。このとき、税額を徴収する側となる給与支払者を「特別徴収義務者」、税額を徴収される側となる給与所得者を「納税義務者」といいます。

2. 納税義務者となる人

令和4年1月1日現在太田市に住所を有し、令和3年中に給与の支払いを受け、かつ令和4年4月1日現在において給与の支払いを受けている人。

(注) 令和4年1月2日以後に太田市外へ転出されても、令和4年度分の市民税・県民税は1年間分太田市へ納めていただくことになります。

3. 税額通知書の交付について

同封した「令和4年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」は5月31日までに納税義務者へお渡しください。その際、退職、その他の理由により交付不能の人がいましたら、給与所得者異動届出書を添えて速やかにお返しください。

4. 月割額の徴収

税額通知書（特別徴収義務者用）に納税義務者毎の月割額が表示してありますので、それにより、毎月給与を支払う際に徴収してください。

5. 月割額の納入

- (1) 毎月給与を支払う際に月割額を徴収し、翌月10日までに指定の金融機関等で納入書により納入してください。10日が土曜・日曜日・祝日等の場合、その休日明けの日までが納期限となります。
- (2) 納期限までに納入しないと納期限の翌日から延滞金を納入しなければなりませんので、ご注意ください。特別徴収義務者が、納期限までに月割額を納入しなかったときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6%（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3%

（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。ただし、平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞金の割合については、延滞金の年14.6%の割合及び年7.3%の割合は、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1%の割合を加算した割合をいう。）が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）となります。

この場合における年当たりの割合は、閏年の日々を含む期間についても、365日当たりの割合です。

【納入取扱場所】

- | | |
|--|--------------|
| ・群馬銀行 | ・桐生信用金庫 |
| ・足利銀行 | ・しのめ信用金庫 |
| ・埼玉りそな銀行 | ・あかぎ信用組合 |
| ・東和銀行 | ・ぐんまみらい信用組合 |
| ・栃木銀行 | ・中央労働金庫 |
| ・三井住友銀行(令和5年3月31日まで) | ・太田市農業協同組合 |
| ・りそな銀行 | ・新田みどり農業協同組合 |
| ・アイオー信用金庫 | ・太田市役所（収納課） |
| ・足利小山信用金庫 | |
| ・群馬県、栃木県、埼玉県、茨城県、千葉県、神奈川県、山梨県及び東京都所在の各ゆうちょ銀行・郵便局 | |

※令和元年10月より「地方税共通納税システム」が開始され、全ての自治体に対して電子納税が可能となりました。

詳しくはeLTAXホームページ（<http://www.eltax.lta.go.jp>）をご参照ください。

6. 税額が変更となる場合

(1) 給与所得者による確定申告等により税額が変更したとき

お知らせした税額が、給与所得者本人による確定申告や住民税申告などにより変更となった場合は、新たに「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」を送付します。新たな通知書に記載してある月から変更後の月割額によって徴収してください。

また、「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」は各々切り離して、給与所得者（納税義務者）に交付してください。

(2) 特別徴収していた給与所得者が退職、その他異動したとき

市民税・県民税を特別徴収することとされている給与所得者が、退職・休職・転勤等の理由により給与の支払いを受けなくなった場合は、「給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書」をすみやかに提出してください。特別徴収済月・徴収済額、異動後の未徴収税額の徴収方法などをご記入ください。＜記載例①～③＞

※ 未徴収税額の取り扱いについては、できる限り一括徴収をお願いします。なお、異動日が1月1日から4月30日までの間は、本人からの申し出に基づくことなく一括徴収しなければならないとされています。（地方税法第321条の5第2項）

(3) 入社した給与所得者を特別徴収とするとき

年度途中での就職等により、給与所得者を特別徴収へ切り替える場合は、「特別徴収切替届出（依頼）書」を提出してください。税額決定通知等の発送は、届出書を受付した日の属する月の翌月10日前後となります。事務処理の都合にあわせて、特別徴収開始可能な月をご記入ください。＜記載例④＞

(4) 特別徴収義務者の所在地等が変更になったとき

特別徴収義務者（事業所）の所在地・名称・書類送付先等が変更となった場合は、「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」を提出してください。変更前・変更後の情報をご記入ください。なお、変更となる項目のみの記載で結構です。

◎ 提出された(2)～(4)の各種届出については、受付次第、迅速に処理しておりますが、「特別徴収税額の決定・変更通知書」の発送は、届出書を受付した日の属する月の翌月10日前後となります。届出書の受付確認が必要な場合は、控用・返信用封筒を同封いただくなど、その旨をお知らせください。

※ 異動届出書等の提出が遅れた場合は、次のような不都合が生じます

- ・ 給与所得者の異動に伴って変更した税額で納入いただく際、異動届出書が提出されないまま納入いただいても、太田市ではその異動内容が把握できません。したがって、納税額に不足が生じたと判断し、納期限から20日以内に特別徴収義務者へ督促状が送付されます。（地方税法第329条）
- ・ 退職等により特別徴収できなくなった税額を普通徴収（個人納付）に切替える場合、異動届出書の提出が遅れると未徴収税額を納付できる回数が少なくなり、納税義務者に納付していただく普通徴収の各納期ごとの納付額が多くなる場合があります。

※ 各種届出用紙が不足したときは、コピーしてご利用ください

太田市ホームページ (<https://www.city.ota.gunma.jp>) にも書式を掲載してありますのでご利用ください。

[オンラインサービス > 申請書ダウンロード > 市民税課（諸証明書、特別徴収関係、法人・市民税） > 特別徴収関係]
検索サイトから「太田市 申請書 特別徴収関係」で検索することもできます。

○納入書及び納入金額の訂正について

1. 送付について

特別徴収の納入書は、税額決定時にその年度分（翌年5月まで）の各月の納付書をまとめてお送りしています。「納入金額(1)」に印字されている金額に変更がない場合は、納入書への追加記入等は特に必要なく、そのまま納入にお使いいただけます。また、特別徴収義務者の名称・所在地に変更があっても、そのままご使用いただけます。なお、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」は速やかに提出してください。

2. 訂正等について

従業員の方の就職・退職・転勤や税申告その他により、納入する金額が変更になった場合は、特別徴収税額の変更通知書を送付しておりますが、変更後の金額の納入書は送付しておりません。お手数をおかけしますが、変更通知書のとおり納付書を訂正してご利用願います。

①訂正する場合

「納入金額(1)」の金額を二重線で抹消（訂正印は不要）し、
「納入金額(2)」の「給与分」と「合計額」に変更後の金額を記入してください。※3連用紙（領収証書・納入書(原符)・納入済通知書）全て

市区町村コード	口座番号	加入者名
1102059	00350-6-960025	群馬県太田市会計管理者
	指 定 番 号	納入金額(1) 円
4年10月分	222222	100,000
納入すべき金額が右上の納入額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納入金額(2)	給与分(一括徴収分を含む) 億 千 百 十 万 千 百 十 円 □□□.150,000
		退職所得分 □□□.□□□
		延滞金 □□□.□□□
		合計額 □□□.150,000
納期限	4年11月10日	

市区町村コード	口座番号	加入者名
1102059	00350-6-960025	群馬県太田市会計管理者
	指 定 番 号	納入金額(1) 円
4年10月分	222222	
納入すべき金額が右上の納入額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納入金額(2)	給与分(一括徴収分を含む) 億 千 百 十 万 千 百 十 円 □□□.150,000
		退職所得分 □□□.□□□
		延滞金 □□□.□□□
		合計額 □□□.150,000
納期限	4年11月10日	

右の部分も訂正してください。

②書き損じなどにより、白紙の納入書を使用する場合

「納入金額(2)」の「給与分」と「合計額」に納入金額を記入し、「徴収月」、「納期限」を記入してください。

市区町村コード	口座番号	加入者名
1102059	00350-6-960025	群馬県太田市会計管理者
	指 定 番 号	納入金額(1) 円
4年10月分	222222	
納入すべき金額が右上の納入額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納入金額(2)	給与分(一括徴収分を含む) 億 千 百 十 万 千 百 十 円 □□□.150,000
		退職所得分 □□□.□□□
		延滞金 □□□.□□□
		合計額 □□□.150,000
納期限	4年11月10日	

市区町村コード	口座番号	加入者名
1102059	00350-6-960025	群馬県太田市会計管理者
	指 定 番 号	納入金額(1) 円
4年10月分	222222	
納入すべき金額が右上の納入額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納入金額(2)	給与分(一括徴収分を含む) 億 千 百 十 万 千 百 十 円 □□□.150,000
		退職所得分 □□□.□□□
		延滞金 □□□.□□□
		合計額 □□□.150,000
納期限	4年11月10日	

右の部分も記入してください。

○市民税・県民税の算出について

1. 市民税・県民税の計算式

(総所得金額 - 所得控除合計額) × 税率 - 税額控除額 = 所得割額

所得割額 + 均等割額 = 市民税・県民税額

2. 税率

	市民税	県民税
均等割	3,500 円	2,200 円
所得割	6 %	4 %

※均等割には、平成26年度から、市民税では「復興特別税500円」、県民税では「復興特別税500円」及び「ぐんま緑の県民税700円」が含まれています。

3. 所得控除

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額	
医療費控除	①医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)※限度額200万円 ②特定一般医薬品等購入費の実質負担額－1万2千円 ※限度額8万8千円 (①と②のどちらか一方を申告時に選択して適用)	
社会保険料控除等	支払金額	
生命保険料控除	支 払 金 額	
	新契約	12,000円以下のとき
		12,000円超32,000円以下のとき
		32,000円超56,000円以下のとき
		56,000円超のとき
	旧契約	15,000円以下のとき
		15,000円超40,000円以下のとき
		40,000円超70,000円以下のとき
		70,000円超のとき
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除額の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)	
地震保険料控除	支 払 金 額	
	保 地 険 震 料 震	50,000円以下のとき
		50,000円超のとき
	契旧 保長 険期 料約	5,000円以下のとき
		5,000円超15,000円以下のとき
		15,000円超のとき
	地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円	

納税者本人の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者控除	一般	3 3 万円	2 2 万円	1 1 万円	
	老人	3 8 万円	2 6 万円	1 3 万円	
配偶者特別控除	合計所得金額		控除額		
	48万円超 95万円以下		3 3 万円	2 2 万円	1 1 万円
	95万円超 100万円以下		3 3 万円	2 2 万円	1 1 万円
	100万円超 105万円以下		3 1 万円	2 1 万円	1 1 万円
	105万円超 110万円以下		2 6 万円	1 8 万円	9 万円
	110万円超 115万円以下		2 1 万円	1 4 万円	7 万円
	115万円超 120万円以下		1 6 万円	1 1 万円	6 万円
	120万円超 125万円以下		1 1 万円	8 万円	4 万円
	125万円超 130万円以下		6 万円	4 万円	2 万円
	130万円超 133万円以下		3 万円	2 万円	1 万円
障害者控除	普通障害者			2 6 万円	
	特別障害者			3 0 万円	
	同居特別障害者			5 3 万円	
寡婦控除				2 6 万円	
ひとり親控除				3 0 万円	
勤労学生控除				2 6 万円	
扶養控除	一般（H18(2006). 1. 1 以前生(特定扶養・老人扶養対象者を除く)）			3 3 万円	
	老人（S27(1952). 1. 1 以前生）			3 8 万円	
	特定（H11(1999). 1. 2～H15(2003). 1. 1 生）			4 5 万円	
	同居老親等			4 5 万円	
基礎控除	納税者本人の 合計所得金額	2, 4 0 0 万円以下		4 3 万円	
		2, 4 0 0 万円超 2, 4 5 0 万円以下		2 9 万円	
		2, 4 5 0 万円超 2, 5 0 0 万円以下		1 5 万円	

4. 税額控除

(1) 配当控除

種類		課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
				市民税	県民税	市民税	県民税
剰余金の配当等				1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資 信託等	外貨建等証券 投資信託以外			0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券 投資信託			0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

(2) 配当割額又は株式等譲渡所得割額控除

区 分	市民税	県民税
控除額の割合	3／5	2／5

(3) 調整控除

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額

- 合計課税所得金額が200万円以下の方
次の①と②のいずれか小さい額の5%(市民税3%、県民税2%)に相当する金額
- ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
 - ②合計課税所得金額
- 合計課税所得金額が200万円超の方
次の①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(市民税3%、県民税2%)に相当する金額
- ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
 - ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類		金額	控除の種類		金額		
基礎控除		5万円	納税者本人の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
障害者 控 除	普通	1万円	配偶者 控 除	一般	5万円	4万円	2万円
	特別	10万円		老人	10万円	6万円	3万円
	同居特別	22万円	特別 配偶者 控 除	48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
寡婦控除		1万円		50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円
ひとり親 控 除	父	1万円	扶養 控 除	一般	5万円	老人	10万円
	母	5万円		特定	18万円	同居老親等	13万円
勤労学生控除		1万円					

(4) 住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和4年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成26年から令和4年までであって、特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

- ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
- ②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

市民税	県民税
3／5	2／5

(5) 寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の市民税は6%、県民税は4%に相当する金額

- ① 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- ② 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- ③ 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
- ④ 特定非常営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし、①の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は5分の3、県民税は5分の2に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1800万円以下	56.307%
1800万円超4000万円以下	49.16%
4000万円超	44.055%
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

○退職手当等に係る市民税・県民税の特別徴収について

退職手当等に対する市民税・県民税は、他の所得とは区分して税額を算出し（現年分離課税）、支払月に特別徴収してください。

1. 税額の計算

退職所得の金額	×	税 率		＝	特別徴収すべき税額	
		市民税	県民税		市民税	県民税
		6 %	4 %			

・市民税額、県民税額それぞれで百円未満の端数は切捨（税額は百円単位）。

2. 退職所得額の金額

(1) 退職所得の金額＝（収入金額－退職所得控除額）×1／2（千円未満の端数は切捨）
・勤続年数が5年以下の法人役員等については、2分の1を乗じない。

(2) 退職所得控除額の計算

- ア.勤続年数が20年以下：40万円×勤続年数（80万円未満のときは80万円）
イ.勤続年数が20年を超える：800万円＋70万円×（勤続年数－20年）
・勤続年数は、1年に満たない月数・日数があるときは切り上げ。
（例：勤続年数が30年8ヶ月の場合→勤続年数は31年）
・在職中に障害者となったことに起因して退職した場合、上記のアまたはイの金額に100万円を加算した金額を控除額とする。

※令和3年度税制改正により、令和4年1月1日以後に支払うべき短期退職手当等の退職所得金額について見直しが行われ、短期退職手当等の収入金額から退職所得控除を控除した残高が300万円を超える部分については、2分の1を乗じないこととされた。

詳しい計算方法は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/index.htm>）

3. 納入および納入申告書等の提出

- (1) 退職手当等の支払を受ける人が他市町村に転出した場合でも、退職した日の属する年の1月1日現在、本市に住所があった場合は本市に納入していただきます。
- (2) 納入書の「退職所得分」欄に税額を記入し、給与分月割額と合わせて納入してください。また、納入書裏面の「市民税・県民税納入申告書」も記入願います。
- (3) 退職手当等の支払金額および徴収税額の内訳等は、「市民税・県民税納入申告書」下段の欄に記入をお願いします。なお、該当者が3名以上の場合などで記入欄が不足するときは、「退職手当等に係る市民税・県民税特別徴収税額納入申告書」（P.15）を別途郵送してください。また、これらに代えて「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の写しをご提出いただいても結構です。

4. 納入書の記入方法

＜表面の訂正のしかた＞

P.3の「2.訂正等について」も参照してください。

市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード
102059	00350-6-960025	群馬県太田市会計管理者	102059
指 定 番 号	納入金額(1)		
4年10月分	22222	＝100,000＝	4年10月分
納入すべき金額が右上の納入額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円	納入すべき金額が右上の納入額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。
	退 職 所得分	□□□.100000	
	延滞金	□□□.215000	
納期限	4年11月10日		納期限
	合計額	□□□.315000	

※はゆうちょ銀行に

＜裏面(納入申告書)の記入のしかた＞

市民税・県民税 納入申告書（法人用）											
(あて先) 太 田 市 長 4年11月10日 提出		4年10月分				人員		1人			
退職手当等支払金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
				2	0	0	0	0	0	0	0
特別徴収 税 額	市 民 税					1	2	9	0	0	0
	県 民 税						8	6	0	0	0
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。											
特別徴収 義 務 者	住所(居所)又は所在地 太田市本町222-22								(受 付 印)		
	氏名又は名称 太田産業株式会社										
法人番号	※個人事業主の方は、ここに番号を記載しないでください。 1234567891234										
退職した日の属する年の 1月1日現在の住所		太田市 本町66-5									
退職者氏名		太田 花子				支払金額		20,000,000円			
退職 日		4年10月31日				勤続年数		31年			
特別徴収税額		市民税		129,000円				県民税		86,000円	

☐ 給与支払報告
☐ 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

【提出先】〒373-8718 太田市浜町2番35号 太田市役所 総務部 市民税課

(宛先) 太田市長 令和 年 月 日提出		〔 給与支払者 特別徴収 義務者 〕	所在地	〒										年度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度											
			フリガナ											特別徴収義務者 指定番号												
			氏名又は名称											宛名番号												
			個人番号 又は法人番号															担連 当絡 者先	所属 氏名							
													一人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載										電話	内線 ()		
給 与 所 得 者	フリガナ											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 日 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法									
	氏 名																									
	生年月日	年 月 日																								
	個人番号																									
	受給者番号																									
	1月1日 現在の住所																									
異動後の 住 所											円	円	円													

1. 特別徴収継続の場合															
新 しい 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号	(新規) 法 人 番 号										新しい勤務先では、月割額 円を			
	所 在 地	〒										担 当 者 連 絡 先	所 属	月分(翌月10日納入期限分)から	
	フリガナ												氏 名	徴収し、納入します。	
	氏名又は名称											電 話	内線 ()	受給者番号	
											納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要	

2. 一括徴収の場合												
理 由	☐ 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため ☐ 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 右から 番号を 記入	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 ☐ 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。							
		月 日	円									

3. 普通徴収の場合												
理 由	☐ 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため ☐ 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため ☐ 3. 死亡による退職であるため 右から 番号を 記入	※市町村記入欄										

第十八号様式

記載要領

- 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。
- 2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
- 3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。
- 5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。
- 7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。
- 8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。
- 9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。
 - (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
 - (2) 退職後令和 年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 令和 年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）
 - (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）
- 10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されることがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。
- 11 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。
- 12 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
- 13 ※印の欄は、記載しないでください。

<記載例①>…… 9月分まで事業所で徴収し、退職等により残税額を普通徴収に切り替える場合

☐ 給与支払報告
☒ 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

【提出先】〒373-8718 太田市浜町2番35号 太田市役所 総務部 市民税課

年 度 ① 現年度 2. 新年度 3. 両年度

特別徴収税額の通知書に記載されている番号を記入してください。

この届を記入された方の連絡先を記入してください。

3 普通徴収
枠内に番号を記入してください。後日、未徴収税額分の納税通知書をご本人宛に送付します。

(ア)の年税額から(イ)の徴収済額を差し引いた額を記入してください。

異動者(退職者等)の税額を何月から何月まで徴収したかを記入し、その徴収済額の合計を記入してください。

異動者の氏名を記入してください。

課税年度の1月1日の住所を記入してください。

1月1日以降住所の異動があった場合は最新の住所を記入してください。

該当する番号を枠内に記入してください。

(宛先) 太田市長 令和**年**月**日提出		(給与支払者) 特別徴収者	所在地 〒373-0853 太田市浜町1番1号 フリガナ カナヤマサンギョウ 氏名又は名称 金山産業 株式会社 個人番号又は法人番号 1234567890123		特別徴収義務者 指定番号 999999 宛名番号 67 担連当者先 所属 人事給与係 氏名 金山 一郎 電話 0276-22-2222 内線 (1234)	
給 与 所 得 者	フリガナ	オオタ ハナコ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)
	氏 名	太田 花子				
	生年月日	昭和60年 7月 7日				
	個人番号	987654321098				
	受給者番号	89			6 月から 10 月から 9 月まで 5 月まで	** 年 1 月 9 月 30 日
	1月1日現在の住所	太田市本町66番5号				
	異動後の住所	同上		240,000円	80,000円	160,000円
1. 特別徴収継続の場合 特別徴収義務者指定番号 (新規) 法人番号 所在地 担当 者 連 絡 先 フリガナ 所 属 氏名又は名称 氏 名 電話 内線 () 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 1. 必要 2. 不要 新しい勤務先では、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入します。						
2. 一括徴収の場合 理由 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 徴収予定月日 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 月 日 円 左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。						
3. 普通徴収の場合 理由 1. 異動が令和**年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため ※市町村記入欄						

☐ 給与支払報告 ☒ 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		年 度		① 現年度 ② 新年度 ③ 両年度	
【提出先】 〒373-8718 太田市浜町2番35号 太田市役所 総務部 市民税課							
(宛先) 太田市長 令和*年**月*日提出		所在地 〒373-0853 太田市浜町1番1号 カナヤマサンギョウ 氏名又は名称 金山産業 株式会社 個人番号 又は法人番号		特別徴収義務者 指 定 番 号 宛 名 番 号 所属 氏 名 電話		999999 67 人事給与係 金山 一郎 0276-22-2222 内線 (1234)	
フリガナ 氏 名 生年月日 個人番号 受給者番号 1月1日現在の住所 異動後の住所		オオタ ハナコ 太田 花子 昭和60年 7月 7日 987654321098 89 太田市本町66番5号 同 上		(ア) 特別徴収税額 (年税額) (イ) 徴収済額 (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 異 動 年 月 日 異 動 の 事 由 異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法		240,000円 80,000円 160,000円 ** 年 9 月 30 日 1 退職 2 転勤 3 休職・長欠 4 死亡 5 支払少額・不定期 6 合併・解散 7 その他 (事由・理由) 2 1 特別徴収継続 →「1.特別徴収継続の場合」欄を記入 2 一括徴収 →「2.一括徴収の場合」欄を記入 3 普通徴収	
1. 特別徴収継続の場合							
特別徴収義務者 指 定 番 号 所 在 地 フリガナ 氏名又は名称		(新規) 法人番号 担当者連絡先 所 属 氏 名 電 話		新しい勤務先では、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入します。 受給者番号 納入書の有否 (新規の場合のみ記載)			
1 異動が令和*年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2 異動が令和 年 1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定月日 9 月 30 日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 160,000 円		左記の一括徴収した税額は、 10 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。	
2. 一括徴収の場合							
1 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3 死亡による退職であるため		普通徴収の場合		※市町村記入欄			
1 異動が令和*年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2 令和 年 1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		普通徴収の場合		※市町村記入欄			

異動者(退職者等)の税額を
何月から何月まで徴収した
かを記入し、その徴収済額
の合計を記入してください。

＜記載例③＞……転勤等により、10月から別の事業所で特別徴収を継続する場合

給与支払報告

特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

年度

① 現年度 2. 新年度 3. 両年度

【提出先】〒373-8718 太田市浜町2番35号 太田市政府所 総務部 市民税課

(宛先) 太田市長

令和**年**月**日提出

給与支払者
〔特別徴収者〕

所在地

〒373 - 0853
太田市浜町1番1号

フリガナ
カタヤマサンギョウ

氏名又は名称
金山産業 株式会社

個人番号
又は法人番号

1234567890123

一人個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

特別徴収義務者
指 定 番 号

999999

宛 名 番 号

67

担連
当 紹
者 先

所 属

人事給与係

氏 名

金山 一郎

電 話

0276-22-2222

内線 (1234)

フリガナ

オタ ハナコ

氏 名

太田 花子

生年月日

昭和60年 7月 7日

個人番号

987654321098

受給者番号

89

1月1日現在の住所

太田市本町66番5号

異動後の住所

同上

(ア)

特別徴収税額
(年税額)

240,000円

(イ)

徴収済額

80,000円

(ウ)

未徴収税額
(ア－イ)

160,000円

異 動 年 月 日

** 年 9 月 30 日

異 動 の 事 由

1 退職
2 転勤
3 休職・長欠
4 死亡
5 支払少額・不定期合併・解散
6 その他
7 事由・理由
[]

異動後の未徴収
税額の徴収方法

1 特別徴収継続
→「1. 特別徴収継続の場合」欄を記入
2 一括徴収
→「2. 一括徴収の場合」欄を記入
.....
3 普通徴収

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者
指 定 番 号

333333

(新規)

法 人 番 号

1011121314151

新しい勤務先では、月割額 20,000 円を

10 月分(翌月10日納入期限分)から

徴収し、納入します。

所 在 地

〒373-0847
太田市西新町88番8号

担当
者 連
絡 先

所 属

総務課

氏 名

群馬 次郎

電 話

0276-77-7777

内線 (5678)

フリガナ

マルホシヤギョウ

受 給 者 番 号

123456

納入書の要否
(※退の場合のみ記載)

1

右から
番号を
記入

1. 必要 2. 不要

氏名又は名称

株式会社 丸屋工業

2. 一括徴収の場合

1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日

徴収予定額
(上記(ウ)と同額)

左記の一括徴収した税額は、

月分(翌月10日納入期限分)で

納入します。

3. 普通徴収の場合

1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

3. 死亡による退職であるため

※市町村記入欄

特別徴収税額の通知書に記載されている番号を記入してください。

この届を記入された方の
連絡先を記入してく
ださい。

前勤務先で最上段の事項を記入し、新勤務先では中段の事項を記入してください。

「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記入せず、新勤務先で本人からの番号の提供を受け記入してください。

1 特別徴収継続
枠内に番号を記入し
てください。

新事業所で月割額を何月分から徴収し、納入するかを記入してください。

(ア)の年税額から(イ)の徴収済額を差し引いた額を記入してください。

異動者(退職者等)の税額を
何月から何月まで徴収した
かを記入し、その徴収済額
の合計を記入してください。

<記載例④>……新規に10月から特別徴収を開始する場合

特別徴収切替届出（依頼）書

令和**年 8 月 10 日		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 373 - 0853 太田市浜町1番1号		※市町村処理欄		999999 ※市町村ごとに異なります	
提出		フリガナ	カナヤマサンギョウ		特別徴収義務者 指定番号		新規の場合、納入書（要・不要）		
(宛先) 太田市長		名称 (氏名)	金山産業 株式会社		担当者 連絡先		所属	人事給与係	
		代表者の 職氏名	金山 太郎		氏名		金山 一郎		
		法人番号			電話		0276 - 22 - 2222		

給 与 所 得 者	フリガナ	オオタ ハナコ		普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1・②・3・4 〕 期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への 切替ができません。
	氏 名	太田 花子 (旧姓)			
	生年月日	昭和 50 年 7 月 7 日		届出理由	1. 入社(**年**月**日入社) 2. その他()
	1 月 1 日 現在の住所	〒 373 - 0057 太田市本町 66 番 5 号			
現住所	〒 - ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。		特別徴収 開始予定月	10 月分 (11 月 10 日納期分) から 特別徴収を開始します。	
			月 割 額 の 連 絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日までに連絡が必要 ※通知書は、届出書の受付日の翌月 10 日前後の発送となります。 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。	

当市において既に特別
徴収していただいでい
る事業所は、指定番号
を記入してください。

本人に確認し、既に納
付済（または納付予定）
の期別を記入してくだ
さい。

貴社の所在地、名称
及び代表者の職氏名
の記入をしてください。

特別徴収に切替える
方の氏名を記入して
ください。

課税年度の1月1日
の住所を記入してく
ださい。現住所がそ
れと異なる場合も記
入してください。

◎よくあるご質問◎

問：特別徴収開始予定月は、どのように決めたらよいでしょうか？

答：太田市では、「特別徴収切替届出（依頼）書」による届出を月末締めで処理しています。月末到着分
までの1か月分をまとめ、翌月上旬に「特別徴収税額決定（変更）通知」を発送しています。提出から
通知到着まで1か月ほどかかる場合もありますので、翌々月分からの開始をご案内しています。

問：新入社員の特別徴収を来月分から開始したいのですが、できますか？

答：「特別徴収税額決定（変更）通知」が届出の翌月 10 日頃に届きますので、貴事業所の給与事務間に
合えば可能です。また、通知が届く前に、電話による口頭での連絡を受けることでよろしければ、
届出書の記入欄右下「月割額の連絡」欄へ、期日を記入してください。

下記の表を参考に、特別徴収開始予定月を記入してください。

◎令和4年度 特別徴収税額（月割額）納入期限

回次	月	納入期限	回次	月	納入期限
第1回	6月分	令4.7.11	第7回	12月分	令5.1.10
第2回	7月分	令4.8.10	第8回	1月分	令5.2.10
第3回	8月分	令4.9.12	第9回	2月分	令5.3.10
第4回	9月分	令4.10.11	第10回	3月分	令5.4.10
第5回	10月分	令4.11.10	第11回	4月分	令5.5.10
第6回	11月分	令4.12.12	第12回	5月分	令5.6.12

特別徴収切替届出（依頼）書

令和 年 月 日 提出										※市町村処理欄		
(宛先) 太田市長		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒						特別徴収義務者 指定番号		※市町村ごとに異なります
			フリガナ							新規の場合、納入書（要・不要）		
			名称 (氏名)							担当者 連絡先	所属	
			代表者の 職氏名								氏名	
			法人番号									

給与所得者	フリガナ					普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1・2・3・4 〕期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。
	氏名	〔旧姓〕					
	生年月日	昭和・平成・西暦	年	月	日	届出理由	1. 入社(年 月 日入社) 2. その他()
	1月1日 現在の住所	〒 - ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。					特別徴収 開始予定月
	現住所	〒 - ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。				月割額の 連絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日までに連絡が必要 ※通知書は、届出書の受付日の翌月10日前後の発送となります。 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。

【添付書類】

1. 普通徴収の納付書（二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。）
※すでに納付済みの分の領収証書や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください。
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
3. 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

【提出先】 〒373-8718 群馬県太田市浜町2番35号 太田市役所 総務部 市民税課

※市町村記入欄	
1・2・3・4	Tel /
月分	円
月分～	円
年 月 日	

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

令和 年 月 日 提出 (宛先) 太田市長										市町村使用欄			
給与(特別徴収義務者) 与支払者	所在地 (住所)	〒 - ※届出時点での所在地・名称を記入してください。								特別徴収義務者 指定番号			※市町村ごとに異なります
	名 称 (氏名)									担当者 連絡先	所属		
	代表者の 職氏名										氏名		
	法人番号											電話	-

- ◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。
- ◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日		年 月 日	
事 項	変 更 前 (旧) ※変更項目のみ記入してください。	変 更 後 (新) ※変更項目のみ記入してください。	
所 在 地 (送付先)	〒 -	〒 -	
フリガナ			
名 称			
電話番号	- - (内線)	- - (内線)	
変更理由 (該当番号に○)	※6～8の統合・合併・分割の場合は下欄への記入をしてください。4～8に該当の場合は「給与所得者異動届」の提出が必要です。 1. 所在地変更(登記変更有) 2. 送付先変更(給与事務担当部署等の移転・登記変更無) 3. 社名(名称)変更 4. 法人化 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合 7. 合併による変更 8. 分割による変更 9. その他()		

※変更理由が6～8に該当の場合はこちらへの記入もお願いします

統合・合併・分割後の指定番号		統合・合併・分割される事業所									
1. 指定番号を新規に取得する。 ※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。 2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。 特別徴収義務者指定番号 市町村ごとに異なります ※合併時に存続会社が消滅会社の指定番号を継続使用することはできません。		所 在 地	〒 -								
		フリガナ									
		名 称									
		電話番号	- - (内線)								
		法人番号									
		特別徴収義務者指定番号								※市町村ごとに異なります	

【提出先】 〒373-8718 群馬県太田市浜町2番35号 太田市役所 総務部 市民税課

特別徴収義務者指定番号

令和 年 月 日 （宛先）太田市長		年 月分		納入年月日		特別徴収義務者の所在地・名称（氏名）							
				年 月 日									
		納入税額		報告人数		法人番号または個人番号							
						連絡先 （担当） （電話）							
		退職所得の支払いを受ける方の 当該年１月１日の住所・氏名		退職所得等の支払金額		退職所得控除額の計算の 基礎となった勤続年数		徴収税額					
市民税額								県民税額		合計			
住所				1 年未満の端数切り上げ 年									
氏名		先順位分											
住所						1 年未満の端数切り上げ 年							
氏名		先順位分											
住所						1 年未満の端数切り上げ 年							
氏名		先順位分											
住所						1 年未満の端数切り上げ 年							
氏名		先順位分											
住所						1 年未満の端数切り上げ 年							
氏名		先順位分											
住所						1 年未満の端数切り上げ 年							
氏名		先順位分											

※先順位(他の支払者からの退職手当等の支払い)がある場合は先順位分欄にその支払者による退職手当等の支払い額、勤続年数、特別徴収された市民税額、県民税額を記入してください。

<記載例⑤>……退職者3名に退職手当等の支払いがあり、これに係る税額の徴収をした場合

今回納入する税額の合計額を記入してください。
(先順位分は含まない)

退職手当等に係る市民税・県民税特別徴収税額納入申告書

令和 **※※** 年 10 月 10 日

納入税額 **750,000** 円

(宛先) 太田市長

納入年月日

※※ 年 11 月 10 日

報告人数 **3** 人

特別徴収義務者の所在地・名称(氏名)

太田市本町222-22 太田産業株式会社

法人番号または個人番号

1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4

連絡先(担当) **総務課 山田** (電話) **0276-77-7777**

特別徴収義務者指定番号

222222

法人事業主は13桁の法人番号を、個人事業主は12桁の個人番号をご記入ください。

退職金を支払った退職者の住所、氏名を記入してください。

退職所得の支払いを受ける方の当該年1月1日の住所・氏名		退職所得等の支払金額	退職所得控除額の計算の基礎となった勤続年数	徴収税額			備考
				市民税額	県民税額	合計	
住所	太田市朝日町1-2	30,000,000	1年未満の端数切り上げ 35 年	345,000	230,000	575,000	
氏名	太田 太郎	先順位分					
住所	太田市本町66-5	20,000,000	1年未満の端数切り上げ 31 年	129,000	86,000	215,000	
氏名	太田 花子	先順位分					
住所	太田市金山町44-33	12,568,300	1年未満の端数切り上げ 26 年	105,000	70,000	175,000	
氏名	金山 次郎	先順位分		11,000	7,300	18,300	
住所			1年未満の端数切り上げ 年				
氏名		先順位分					
住所			1年未満の端数切り上げ 年				
氏名		先順位分					

納入内訳書を記入した担当者の所属、名前、連絡先をご記入ください。

※退職手当を受給される方がいる場合、上記申告書の提出をお願いいたします。

※支払者の法人番号または個人番号を記入してください。

※先順位(他の支払者からの退職手当等の支払い)がある場合は先順位分欄にその支払者による退職手当等の支払い額、勤続年数、特別徴収された市民税額、県民税額を記入してください。

今回支払った、退職金の支払額をご記入ください。

先順位(他の支払者からの退職手当等の支払い)がある場合は先順位分の欄に支払金額、市民税、県民税額等をご記入ください。

1年未満の端数は切り上げて計算してください。
(例)勤続年数が25年5か月の場合 ➡ 26年

ゆうちょ銀行・郵便局の指定 について

特別徴収税額の納入にゆう
ちょ銀行または、郵便局を利用
される場合は、当市の納入
取扱局として指定しなければ
なりませんので、右の「指定通
知書」に利用されるゆうちょ
銀行または、郵便局名を記入
のうえ、当初納入される際、そ
のゆうちょ銀行または、郵便
局に提出してください。

年 月 日

ゆうちょ銀行_____店長

_____郵便局長 様

太田市長



ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定により、当市の市民税および
県民税特別徴収税額の納入取扱局に指定しましたのでご通知します。

口座番号 00350-6-960025

加入者の名称 群馬県太田市会計管理者

取りまとめ店 ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター